

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究報告書

<実施主体名>

株式会社 HITOTOWA

<報告書の概要>

1. 事業実施目的

平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)の推進が明確化された。平成 30 年には、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律が施行され、民間あっせん機関と児童相談所は相互に連携を図り協力するように努めることが規定されている。

また、令和元年に民法等の一部を改正する法律が公布され、今後制度の利用が促進されることを踏まえれば、養子縁組あっせんに必要な情報共有やさまざまな連携方策を取り得ることや、協力する上での新たな課題が生じることが考えられる。

本調査研究では、こうした背景から養子縁組あっせんに係る民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有について、取組み事例の収集・整理と、連携のあり方について検討を行うことを通じて、今後適切な養子縁組を推進することを目的とした。

2. 事業実施内容

インタビュー調査を 8 箇所(民間あっせん機関 4 箇所、児童相談所 3 箇所、自治体 1 箇所)で実施し、組織間での連携や個別ケースでの連携の状況、情報共有の方法、課題や改善策等について聞き取りを行い、取組み事例の収集・整理をした。

また、民間あっせん機関と児童相談所との連携に関する実態把握をするために、全国の民間あっせん機関及び児童相談所に対するアンケート調査を悉皆で行い、民間あっせん機関 18 件(回収率 85.7%)、児童相談所 173 件(回収率 80.5%)から回答を得た。

なお、本調査研究の実施にあたって、有識者 7 名(民間あっせん機関、児童相談所、自治体、学識経験者)で構成する検討委員会を 6 回開催し、専門的な助言をいただいた。

3. 主な成果

アンケート調査の結果、組織間での連携実績は少なかったが、民間あっせん機関または児童相談所との連携を必要だと感じたケースが一定数あることが分かった。具体的には、養親候補者が見つからない場合や児童に障害や疾病がある場合、縁組成立前養育の支援のため等だった。さらに、養子縁組に関する記録の開示方法や開示範囲に関するルールの整備が不十分であることも明らかとなった。

また、インタビュー調査結果からは、組織間での事業委託や協定、要保護児童対策地域協議会での連携、連携のための検討会議等の具体的な取組み事例が得られた。

本結果から、民間あっせん機関と児童相談所の信頼関係や協力体制の構築の必要性が明らかとなり、まとめとして課題への対応方針、情報項目に関する様式集を示した。成果物では、「民間あっせん機関と児童相談所の連携時に参考となる手引き(案)」を作成し、特に連携が必要とされる場面での連携モデルと連携様式集、事例を盛り込んだ。